

「北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会」設置要領

(名 称)

第1条 この会は、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、北海道新幹線全線の早期完成の実現と、沿線地域への開業効果の波及・拡大を目指し、連携して取り組んでいくことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中央への効果的な要望活動の実践
- (2) 開業効果の波及・拡大に向けて連携した取組の実践
- (3) 上記に関する情報交換
- (4) その他、北海道新幹線の建設促進、開業効果の波及・拡大に必要な取り組み

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に会長および副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長および副会長、監事は互選とし、任期は2年とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 監事は、本会の運営及び会計事務について監査する。

(会議の招集等)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 構成員は、事故ある時は、代理者を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の代表は、協議会の会長の組織の者をもって充てる。

(事務局)

第8条 事務局は、協議会の会長の組織内に置く。

(経費)

第9条 協議会の経費は、構成員の負担金、その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、協議会で実施する事業にかかる費用とし、協議会での決定に基づき、必要に応じて徴収するものとする。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年 5月19日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年11月26日から改正施行する。
- 3 この要領は、平成26年 5月26日から改正施行する。
- 4 この要領は、平成27年 7月16日から改正施行する。
- 5 この要領は、令和 7年 7月22日から改正施行する。

別表 1 協議会構成員

所属	職名	備考
札幌市	市長	会長
小樽市	市長	
倶知安町	町長	
長万部町	町長	
八雲町	町長	
北斗市	市長	副会長
七飯町	町長	
函館市	市長	
木古内町	町長	

別表 2 幹事会構成員

所属	職名	備考
札幌市	まちづくり政策局総合交通計画部新幹線推進室 新幹線推進担当課長	代表
小樽市	建設部 新幹線・まちづくり推進室主幹	
倶知安町	まちづくり新幹線課長	
長万部町	新幹線推進課長	
八雲町	政策推進課長	
北斗市	総務部企画課長	
七飯町	政策推進課長	
函館市	企画部計画推進室新幹線対策担当課長	
木古内町	まちづくり未来課長	